

長 建 協 発 第249号
平成24年 9月12日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の
一部改正に関するパブリックコメントの募集について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、国土交通省では、「建設産業の再生と発展のための方策2011」に
おいて、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の
取り組みと連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督して
いく枠組みが必要である」との方針が示されたのを受け、平成24年11月以
降、社会保険未加入業者に対する指導監督を実施することとしております。

このため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」所要
の改正を行うこととしておりますが、本件に関しパブリックコメントを募集す
る旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせいたしますとともに、
ご意見がございましたらご応募下さるようお願い申し上げます。